

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成29年12月 7日

雇用対策基本問題部会  
部会長 鎌田 耕一

職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成29年12月 7日

雇用対策基本問題部会  
部会長 鎌田 耕一

職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

記

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。